

令和 8 年度 景観審議会（第 2 回景観形成部会） 議事要旨

日時：令和 8 年7月29日（水） 15:00～16:00

場所：兵庫県中央労働センター 3 階 302号室（オンライン併用）

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
審議事項
景観遺産「織物産業を象徴するノコギリ屋根」の登録の変更について（諮問）
- 4 閉 会

－出席者について－

委員定数10名中 9 名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事録署名委員について－

今西委員を指名した。

－議事（要旨）－

1 審議事項

「景観遺産「織物産業を象徴するノコギリ屋根」の登録の変更について（諮問）」について事務局から説明。

【委員】

播州織工房館の除却は非常に残念に思う。都市計画道路の拡幅において本建造物の端の部分だけ引っかかるような形であり、惜しいと感じる。計画道路が広くなれば本建造物がよく見えるようになり、活用もしやすくなるので、より残れば良いと思う。屋根の形がほかの工場と比べて、資料写真の角度から見ると切妻が連棟のように見えて特徴的である。地域に残る本建造物と同様の昔の板張りの意匠的特徴を持つ良い建造物についても建造物群として取り込むことができればよいと考える。

【事務局】

都市計画道路の計画決定された時点で播州織工房館も減築をして残したいという考えはあった。本建造物が大空間であるため、事業計画線がかかる部分が一部であっても、内部に壁が少ないため、減築での保存が費用的になり厳しく断念された経緯がある。

また、新たな登録については、ノコギリ屋根のシリーズを登録する際、調査をしており、播州織工房館と同じような屋根形状のものはないが、規模の大きな工場は加古川市や加西市にいくらかあり候補として検討した。しかし、現段階で各所有者の同意をいただかず登録に至らなかった。今後、新たに活用したいなどの話があれば、追加の登録を検討していきたい。

【委員】

原型を留めるための改修の補助のような制度はないのか。

【事務局】

条例上、建造物に対して制限をかけている形ではないため、建造物に関する修景助成は設けていない。なお、建造物を活用して活動する場合の助成はある。

【委員】

都市計画道路の拡幅のかかり具合が少しなので、道路を工夫できないのかと思う。本建造物を避けても道路としては成り立つのではないかと思う。道路を造ることも都市計画なので、共に考えることはできないのかと思うが、不可能なのか。

【事務局】

時系列でいうと、都市計画道路の事業認可が景観遺産を登録する令和4年より前に決定されている事項のため、登録の段階で道路拡幅の計画線の変更について協議ができなかった。今後は都市計画道路により影響のある建造物の取扱は、今回の事例を参考に可能な限り調整をしていければと思う。

【委員】

本建物の近くにかつて女工さんが住んでいた場所である「旭マーケット」がある。この辺りは、ノコギリ屋根だけでなく播州織が創り出した建物が残っている一帯であり、もう少しそういった場所を含めたまちづくりができた場所ではないかと思う。しかし、現状は空き家がどんどん増えていっており、それにプラスで本建造物が無くなるのでとても残念である。

播州織が創り出した文化がもう少しまとまりとしてつながりを創るようなものになれば良いと考える。

【委員】

付け加えて、本建造物の横の細い道を上がった場所に「機殿神社」という播州織の機織り機械の発明者である飛田安兵衛に纏わる神社がある。加東市でもたくさん織物があったので、私は機殿神社の祭りに参加もしている。この際は、本建造物の横を通して向かうことになる。そういったことから、この辺り一帯は、播州織の中心となる場所である。

【委員】

播州織の労働者の方が生活していたことが残っているような建物もまだあるので、本建造物を残せなかったのかと思う。

【委員】

とても残念に思う。資料の今後の方向性のところで除却する建造物の記録調査の実施とあるが、それは建物の立面図も作成して残すのか。

【事務局】

用地事業を行っている加東土木事務所の用地課が用地買収の関係で立面図を含めた一式図面を残しているので、それを加工した形で登録資料に載せようと考えている。

【委員】

残っているノコギリ屋根の建物は、遠孫織布や神結酒造のような形が多い中で、本建造物は切妻屋根の連棟の形をしており、そのため建物内に光が入ってくるよう工夫がなされたほかにはない珍しい建物であると思う。それが大きな特徴であれば、道路の拡幅に少しかかってしまった所などの景観のポイントとなった場所に、かつてこの場所に播州織工房館があったという標識のようなものを立てることができないかと考える。立面、断面形態が珍しく、規模の大きい建物であり地域の拠点として活用されていた建物であるため、写真だけでなく、かつての状態が分かるように何らかの形で残せる方法があればと思う。

【事務局】

記録の方法を考え、今後しっかりと保存していきたい。

【委員】

資料の除却の経緯の中の「機能については道の駅へ移転済」とあるが、機能というのはどういった意味なのか。

【事務局】

元々、本建造物の中では、播州織の発展のために複数の業者が物販を行っていた。その機能を道の駅の「北はりまエコミュージアム」に移転した形になっている。

【委員】

本来は、景観遺産であるため景観としての機能を位置付けてほしい。これは中身の機能であって、景観的な機能は全く移転されていないということになる。景観的なデザイン・意匠のようなものが道の駅に採用されるというような話にまでもっていければ、つながっていくのではと考える。ストーリーをもっと展開していくべきである。その辺りに景観の弱さがまともに出てしまっていると感じる。そういった意味で資料においては、機能という表現をするのは、少し良くないのではないかと考える。

最近、飛鳥・藤原の宮都が登録されたが、上物はなく全て中に埋まっているか隠れている。景観はやはり上物である。それをどうするかが課題となる。景観遺産という形でストーリー性を持ちながら位置付けることが重要である。今回は、どうしても解体という形にはなると思うが、準遺産のような形で将来に残っていくようにしてほしい。そして、できれば、西脇市がまちづくりの中でこのストーリー性をぜひ採用して、上物として見える形で活かしてほしい。このような話にもっていけるような方向性としてぜひ尽力していただきたいと思う。

【委員】

景観遺産に登録された建造物や、今後除却が予定されている建造物について、デジタルアーカイブを活用し、外観だけでなく内部空間も360度カメラで記録し、データ化する。そのデータのQRコードをスマートフォンで読み取ることで閲覧できるようにする等のAR技術やデジタルアーカイブの活用を今後考えていくのはどうか。

兵庫県は、様々な素晴らしい残すべき建物があると思うので、これを機に将来に残すべきものをデジタルアーカイブや何らかの形で残していくことはどうか。

【事務局】

今後、参考にさせていただく。今回の本建造物の撮影においては、それらを意識して残していきたいと考える。

【委員】

参考資料1に「第一工場は現在も稼働中」とあるが、第一工場はどこにあるのか。

【事務局】

今の所有者が播州織の第一工場も経営されており、場所は西脇市内にあるが、形状等は把握していない。

【委員】

第一工場も明治35年に建設されており、現在も稼働中ということであれば、そちらも調べていただきたい。第一工場が本建造物と同一の大工により造られ、形態が同じであれば、景観遺産の対象になるのかも調べてほしい。

【事務局】

今回の記録調査の際に合わせて現地調査も行うことにする。

【委員】

第一工場が本建造物と同じように貴重なものであるとすれば、そこに本建造物の関連資料を一括して保存・展示することを検討しても良いのではないかと考える。

【委員】

「建物だけでなく、織物工場があった時代の背景も含めて考えるべき」という意見に共感した。播州ラーメンも女工さんたちが食べるため女性が好むような少し甘めの味付けになっていると聞いた。観光を考えた際、織物が盛んであったまち並みや播州ラーメンを巡ってもらう複合的な観光利用もできるのではないか。それがまちの活性化につながればよいと考える。

【委員】

運営主体の商工会が撤退を決めたということだが、当局と検討はされていたのか。

【事務局】

商工会と事務局で協議というものはできていないが、商工会については、播州織自体をPRしていく場所があるのかということのを西脇市と調整してから道の駅に移転したことは認識している。本建造物の保存が難しいのであれば、移転はやむを得ないという結論に至った。

【委員】

景観なので、あくまでも中身の機能ではなく外観が大切ということであれば、映像等で残すしかないのではと思う。

【事務局】

道の駅でも、本建造物の記録を表示してもらえようアプローチに努めていきたい。

【委員】

都市計画道路の件は残念に思う。都市計画道路の線形検討の際に本建造物が関わってくることは議論や話題にならなかったのか。現段階での審議ではあきらめざるを得ないことになるので、もう少し早めの段階で検討・審議できるような場があると今後、同様のケースがあった際には、事前に防止や対策が考えられるのではと思う。その辺りの経緯を教えてほしい。

【事務局】

都市計画道路の線形が決定した後に本建造物を評価し景観遺産に登録しているので、道路部局と事務局で線形検討において協議するタイミングがなかったのが現状である。減築等により本建造物を残すことで所有者には同意はいただけていたが、結果として、実現に至らなかった。

【委員】

建造物については、将来にわたって継承できる形をとり、語り継げると良いと思う。また、移築する場合には、土地柄や近隣の環境や営みが地理的に切り離されてしまうので、懸念が残る。今後、地域の歴史・文化をうまく語りつげるような仕組みができればよいと思う。

【委員】

本建造物の構造上、減築が難しいということであり、助成等の制度はないのかという質問があったが、景観遺産の建造物修理等にはないが、活用といった面ではできるという回答であった。しかし、それが難点になると考える。もし、建物の屋根を修理したいとなっても、所有者や運営・活用している人がしなければならないのであれば、なかなかできない。そのため、維持がしにくくなるのではないかと思う。本建造物では、活用の面においても運営主体の商工会が撤退するとなれば仕方ないと思う。景観や建物が大切であるから登録はするが、その後、どのように守っていくのかがもう少し手厚くなければ制度としての持続性が難しいのではと考える。

【委員】

とても残念に思う。様々な意見を聞いて思ったのだが、一部を残すのであれば、紋章や石で作られた物を部分的に取り外して、新しくできた所に付けるというようなやり方もある。しかし、今回の事案では、それができるのかが分からない。また、道の駅が機能を果たすようになったとあるが、以前、違う市で道の駅の施工を含む事業者選定の場に参加した際、道の駅には、コミュニティを活かすためのものや物販を中心にするもの等、様々なことを理解した。だが、一般に道の駅の運営側は、建物は地域に根差したものにしようと言うが、遺産を保存するという考えはないように思う。本建造物の除却は、所有者が、防災や救急の面もあるため道の拡張のために土地を活用していただいた方がよいのでは、と考えられたのではないかと思う。

【委員】

本建造物は、ノコギリ屋根の景観ということであるが、実際はかつての酒蔵のように妻入りの蔵が連棟になっているタイプであり、調べないと分からないところもあるが、工場建築がノコギリ屋根に発展する前の形なのかと考える。

－答申について－

今回の景観遺産「織物産業を象徴するノコギリ屋根」の登録の変更については、異論がないことから、本日付けで答申することとする。

―――異議なし―――

以上